

大阪・関西万博関連事業推進本部設置要綱

(趣旨)

第1条 2025年日本国際博覧会（以下、「大阪・関西万博」という。）の機会をとらえて、三重の魅力が強力に発信するとともに、部局横断的な情報共有や連携を図り、本県への観光誘客及び県産品の販路拡大につなげる。

(基本取組)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 大阪・関西万博の会場におけるパビリオン展示及びイベント実施
- (2) 大阪・関西万博の会場におけるパビリオンやイベントを活用した県内への観光誘客に係る取組
- (3) 大阪・関西万博を契機とした新たな地域資源の掘り起こし、既存資源の磨き上げ
- (4) 大阪・関西万博を契機とした交通事業者等と連携した観光誘客に係る取組
- (5) 首都圏及び関西圏等をはじめとした国内外への情報発信及びプロモーションの実施

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事とし、会議を招集する。
- 3 本部長代理は、副知事の職にある者をもって充てる。
- 4 副本部長は、雇用経済部長及び観光部長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要に応じて、会議に本部員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 推進本部の企画調整を行うため、パビリオン企画運営部会及び観光誘客推進部会を設置する。
部会は、副本部長及び本部員の属する部局の課長級の職員をもって充てる。

(運営)

第4条 副本部長及び本部員は会議の運営を所管し、大阪・関西万博における

パビリオン等の企画運営及び大阪・関西万博を契機とした観光誘客の取組を効果的に推進するための提案を行うとともに、部会への必要な助言を行う。

2 部会は、大阪・関西万博におけるパビリオン等の企画運営及び万博を契機とした観光誘客の取組実施の企画調整を行うとともに相互に連携した情報発信を行う。

(事務局)

第5条 推進本部の事務局は、雇用経済部県産品振興課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

本部長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	雇用経済部長
	観光部長
本部員	総務部長
	政策企画部長
	地域連携・交通部長
	地域連携・交通部南部地域振興局長
	農林水産部長